

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

本市において一定の要件に該当する者や固定資産について、必要と認められるものについては申請により、市税の減免を行っています。減免の詳細については、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）及び金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）で定めています。

このたび、令和6年度金沢市6月定例会に、申請によらず職権により市民税、固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税の減免を行うことを可能とする金沢市税賦課徴収条例の一部改正（案）を上程していることに伴って、減免の対象者や対象税額等について、金沢市税賦課徴収条例施行規則の改正を予定しています。

2 主な改正内容

- (1) 職権減免をする必要があると市長が認める場合について、次のア及びイのいずれにも該当する場合と規定

ア	大規模災害により、減免申請書の提出が著しく困難である場合その他の減免申請書の提出を求めることが不適当であると認める場合
イ	当該大規模災害により特定の減免事由に該当する場合

- (2) 減免の対象税額

現行	【申請の場合のみ】 減免申請書の提出日以後に納期の末日が到来する納期分の税額
追加	【職権の場合】 大規模災害の発生日として市長が別に定める日以後に納期の末日が到来する納期分の税額

- (3) 申請による減免の対象税額の調整

職権減免時と公平性の確保のため、大規模災害による場合は、申請時も職権減免時と同様に発災日以後に納期の末日が到来する納期分の税額を減免対象とする。